

《記載例》

契 約 届 出 書

(候補者 ⇒ 日野町選挙管理委員会)

選挙運動用自動車使用契約届出書

令和5年4月18日

日野町選挙管理委員会委員長 様

令和5年4月23日執行日野町議会議員選挙
候補者 氏名 日野 太郎 ⑩

下記のとおり、選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので、日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第2条の規定により届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	備考
		選挙運動用自動車本体のみの契約金額を記載する。 ※ スピーカー、看板等の費用を含めない。 ※ 自動車本体と放送設備など付属設備の料金がパックになっている場合は、車両本体と付帯設備の契約金額が明示された契約を締結すること。	

2

区分	契約年月日	相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	R5.4.18	株式会社〇〇レンタカー 日野町根雨101番地 代表取締役社長 日野一郎	R5.4.18～ R5.4.22	円 00,000	
燃料代	R5.4.0	株式会社〇〇石油 日野町根雨101番地 代表取締役社長 日野一郎	鳥取000 わ0000	円 00,000	単価 000円
運転手の雇用	R5.4.0	日野町根雨101番地 日野一郎	R5.4.18～ R5.4.22	円 00,000	

備考

- 1 契約の相手方に請求書を送付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の単価を受取る選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。また、「燃料代」にあっては、当該選挙運動用自動車1台に供給した分のみの単価を記載してください。その他の事務連絡等の自動車に給油した燃料代等を含めないこと。
- 3 「契約内容」欄の「契約金額」に契約単価を記載して、その契約の見込額を記載して差し支えありません。
- 4 1の「契約内容」欄の「運送契約金額」及び2の「契約内容」欄の「契約金額」（「運転手の雇用」を除く。）には、消費税等を含んだ金額を記載してください。

選挙運動用ビラ作成契約届出書

令和5年4月18日

日野町選挙管理委員会委員長 様

令和5年4月23日執行日野町議会議員選挙
候補者 氏名 日野 太郎 ⑩

下記のとおり、選挙運動用ビラの作成契約を締結したので、日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により届け出ます。

町長 : 最大5,000枚
議会議員 : 最大1,600枚

記

契約年月日	契約の相手方の名称又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
R5年4月〇日	株式会社〇〇印刷 日野町根雨101番地 代表取締役社長 日野一郎	0,000枚	00,000円	
年 月 日				
年 月 日		枚	円	

契約書の契約年月日を記入する。

請求できるのは、選挙運動用ビラの作成費用のみ。
その他の費用と混同しないこと。

備考

- 1 契約書の写しを添付してください。
- 2 「契約内容」欄の「作成契約金額」には、消費税等を含んだ金額を記載してください。

選挙運動用ポスター作成契約届出書

令和5年4月18日

日野町選挙管理委員会委員長 様

令和5年4月23日執行日野町議会議員選挙
候補者 氏名 日野 太郎 ⑩

下記のとおり、選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので、日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により届け出ます。

ポスター掲示場の数(63枚)
まで公営の対象 記

契約年月日	契約の相手方の氏名、名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
R5年4月〇日	株式会社〇〇印刷 日野町根雨101番地 代表取締役社長 日野一郎	〇〇枚	〇〇,〇〇〇円	
年 日		枚		
契約書の契約年月日を記入する。		請求できるのは、選挙運動用ポスター作成費用のみ。その他の費用と混同しないこと。		

備考

- 1 契約書の写しを添付してください。
- 2 「契約内容」欄の「作成契約金額」には、消費税等を含んだ金額を記載してください。

確認申請書

(候補者 ⇒ 日野町選挙管理委員会)

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

令和5年4月18日

日野町選挙管理委員会委員長 様

令和5年4月23日執行日野町議会議員選挙
候補者 氏名 日野 太郎 印

日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条第2号イの規定に基づき、自動車燃料代について確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 契約年月日 令和5年4月0日

契約書の契約年月日を記入する。

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社〇〇石油 日野町根雨 101 番地
代表取締役社長 日野一郎

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

鳥取 000 わ 0000

選挙運動用自動車のナンバー

4 確認申請金額 00,000

限度額

7,700円×5日間

38,500円

又は確認申請金額

区 分	購 入 金 額	又は確認申請金額
前回までの累計金額 (a)	0円	0円
今回の購入金額 (b)	00,000円	00,000円
燃料代計 (a) + (b)	00,000円	00,000円
備 考		

備考

- この申請書は、燃料の購入金額を記載し、別々に作成し、購入金額のうち、公費負担を受ける額を記載し、選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「購入金額」及び「左のうち確認済又は確認申請金額」には、消費税等を含んだ金額を記載してください。
- 「前回までの累計金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなります。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

令和5年4月18日

日野町選挙管理委員会委員長 様

令和5年4月23日執行日野町議会議員選挙
候補者 氏名 日野 太郎 印

日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第9条の規定に基づき、選挙運動用ビラの作成枚数について確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 契約年月日 令和5年4月0日 契約書の契約年月日を記入する。
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
株式会社〇〇印刷 日野町根雨101番地
代表取締役社長 日野一郎
町長： 最大5,000枚
議会議員：最大1,600枚
- 3 確認申請枚数 0,000 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累計枚数 (a)	0枚	0枚
今回の枚数 (b)	0,000枚	0,000枚
枚数計 (a) + (b)	0,000枚	0,000枚
備 考		

備考

- 1 この申請書 実際のビラ作成枚数を記載 に作成して 作成枚数のうち、公費負担を 員会に 提出してください。 受ける枚数を記載
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累計枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

掲示場用ポスター作成枚数確認申請書

令和5年4月18日

日野町選挙管理委員会委員長 様

令和5年4月23日執行日野町議会議員選挙
候補者 氏名 日野 太郎 ㊞

日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第12条の規定に基づき、掲示場用ポスターの作成枚数について確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 契約年月日 令和5年4月0日 契約書の契約年月日を記入する。
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
株式会社〇〇印刷 日野町根雨101番地
代表取締役社長 日野一郎
- 3 確認申請枚数 〇〇 枚 限度枚数 63箇所=63枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累計枚数 (a)	0枚	0枚
今回の枚数 (b)	〇〇枚	〇〇枚
枚数計 (a) + (b)	〇〇枚	〇〇枚
備 考		

- 備考
- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成して、選挙管理委員会に提出してください。
 - 2 この申請書は、掲示場用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
 - 3 「前回までの累計枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

確 認 書

(日野町選挙管理委員会 ⇒ 候補者 ⇒
契約業者等 ⇒ 日野町選挙管理委員会)

※ 契約業者等が請求書に添付します。

様式第7号（第3条関係）

確認番号 第00号

選挙運動用自動車燃料代確認書

日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和5年4月18日

選挙管理委員会が発行

日野町選挙管理委員会委員長

㊟

記

- 1 令和5年4月23日執行日野町議会議員選挙
- 2 候補者氏名 日野 太郎
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
鳥取000 わ0000
- 4 確認金額 00,000 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、日野町に公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに、当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託金が没収された場合には、燃料供給業者は、日野町に支払いを請求することはできません。
- 4 「確認金額」には、消費税等が含まれています。

様式第8号（第3条関係）

確認番号 第00号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第9条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和5年4月18日

選挙管理委員会が発行

日野町選挙管理委員会委員長

㊟

記

- 1 令和5年4月23日執行日野町議会議員選挙
- 2 候補者氏名 日野 太郎
- 3 確認枚数 0,000 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラの作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、日野町に公費の支払を請求する場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに、当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託金が没収された場合には、ビラ作成業者は、日野町に支払いを請求することはできません。

様式第9号（第3条関係）

確認番号 第00号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第12条の規定に基づき、次の掲示場用ポスターの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和5年4月18日

選挙管理委員会が発行

日野町選挙管理委員会委員長

㊞

記

- 1 令和5年4月23日執行日野町議会議員選挙
- 2 候補者氏名 日野 太郎
- 3 確認枚数 00 枚

備考

- 1 この確認書は、掲示場用ポスターの作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、日野町に公費の支払を請求する場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに、当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託金が没収された場合には、ポスター作成業者は、日野町に支払いを請求することはできません。

証 明 書

(候補者 ⇒ 契約業者等 ⇒ 日野町選挙管理委員会)

- ※ 自動車の使用、ビラの作成及びポスター作成
終了後、候補者が作成して契約業者に交付しま
す。
- ※ 契約業者等が請求書に添付します。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

令和5年4月〇日

令和5年4月23日執行日野町議会議員選挙
候補者 氏名 日野 太郎 ㊞

下記のとおり、選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

記

運送契約区分 (該当する方の番号に○を付けてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合 以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名	株式会社〇〇レンタカー 日野町根雨101番地 代表取締役社長 日野一郎		
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
トヨタカローラ 鳥取000 わ0000	令和5年4月18日	00,000円	
トヨタカローラ 鳥取000 わ0000	令和5年4月19日	00,000円	
トヨタカローラ 鳥取000 わ0000	令和5年4月20日	00,000円	
トヨタカローラ 鳥取000 わ0000	令和5年4月21日	00,000円	
トヨタカローラ 鳥取000 わ0000	令和5年4月22日	00,000円	

備考

- この証明書は、使用の記録に基づいて、運送事業者等ごとに作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送 **選挙運動用自動車として** の支払いを請求するときは、 **借書を請求書に添付し** てください。 **実際に使用した日を記載** **選挙運動用自動車本体のみの借用金額 (税込) を日ごとに記載**
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合は、日野町に支払いを請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	36,300円
(2) (1) 以外の場合	16,100円
- 「運送等金額」には、消費税等を含んだ金額を記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送契約区分」欄の2)とのいずれもが契約された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一つの契約に限られていますので、その指定をした一つの契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合に候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、日野町に支払を請求することはできません。

【 参 考 】

公費負担請求に必要な給油伝票の例

【例 1】

納 品 書

〇〇 〇〇 様

株式会社〇〇石油
〒689-4503
日野町根雨 101 番地
TEL 0859-72-0331

選挙運動用自動車のナンバー
が記載されていることが必要

給油年月日

		R5.4.〇	登録番号 鳥取 000 わ 0000
商品名	数量	単価	金額
レギュラーガソリン	30.0 <small>リットル</small>	130 円	3,900 円

契約単価 供給金額

【例 2】

納 品 書

給油年月日 令和5年4月〇日

売上
〇〇 〇〇 様

登録番号
鳥取000 わ0000

レギュラーガソリン
30.0 リットル
@130 ¥3,900

合計 ¥3,900

株式会社〇〇石油
〒689-4503
日野町根雨 101 番地
TEL 0859-72-0331

選挙運動用自動車のナンバー
が記載されていることが必要

給油伝票に記載された燃料供給
年月日・供給量・供給金額を、
日付ごとに使用証明書に転記

契約単価 供給金額

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

令和5年4月〇日

令和5年4月23日執行日野町議会議員選挙
候補者 氏名 日野 太郎 ⑨

下記のとおり、運転手を雇用したことを証明します。

日ごとに記載

記

運転及び雇用の年月日	の住所及び名	報酬の額	備考
	日野町根雨 101 番地 日野一郎		
令和5年4月18日		00,000円	
令和5年4月19日		00,000円	
令和5年4月20日		00,000円	選挙運動用自動車の運転業務に従事させた年月日及び報酬の額を日ごとに記載する。
令和5年4月21日		00,000円	
令和5年4月22日		00,000円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 運転手が日野町に公費の支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、日野町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき、1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定した1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、日野町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

令和 5 年 4 月 〇 日

令和 5 年 4 月 23 日執行 日野町議会議員選挙
候補者 氏名 日野 太郎 ㊞

下記のとおり，選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	株式会社〇〇印刷 日野町根雨 101 番地 代表取締役社長 日野一郎
作成枚数	0,000 枚
作成金額	00,000 円
備考	実際に作成した選挙運動用ビラの枚数及び金額（税込）を記載。

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、納品書その他の選挙運動用ビラを作成した実績を証する書類（ビラ作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されているものに限る。以下「納品書等」という。）の写しを添付の上、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が日野町に公費の支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、日野町に支払を請求することはできません。
- 4 「作成金額」には、消費税等を含んだ金額を記載してください。
- 5 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数

町長選挙	5,000 枚
町議会議員選挙	1,600 枚
 - (2) 限度額

7 円 7 3 銭 × (1) の枚数 = 限度額

掲示場用ポスター作成証明書

令和5年4月〇日

令和5年4月23日執行日野町議会議員選挙
候補者 氏名 日野 太郎 ⑨

下記のとおり掲示用ポスターを作成したものであることを証明します。

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	株式会社〇〇印刷 日野町根雨101番地 代表取締役社長 日野一郎
作成枚数	〇〇 枚
作成金額	〇〇,〇〇〇 円
当該選挙が行われる区域におけるポスターの掲示場数	63 箇所

実際に作成した選挙運動用ポスターの枚数及び金額（税込）を記載。

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書その他の掲示場用ポスターを作成した実績を証する書類（ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されているものに限る。以下「納品書等」という。）の写しを添付のうえ、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が日野町に公費の支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、日野町に支払を請求することはできません。
- 「作成金額」には、消費税等を含んだ金額を記載してください。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

1, 200円 × (1) の枚数 = 限度額

請 求 書

(契約業者等 ⇒ 日野町選挙管理委員会)

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

請求書は5月8日（月）までに提出

令和5年4月00日

日野町長 様

氏名又は名称及び住所 **株式会社〇〇レンタカー**
並びに法人にあっては **日野町根雨101番地**
代表者の氏名 **代表取締役 日野一郎**

印

請求内訳書の金額と一致

日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第...の規定に基づき、下記のとおり請求します。

手書きの場合
頭に必ず「¥」を付ける

代表者印を押印

記

- 1 請求金額 **¥ 000,000** 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 **令和5年4月23日執行日野町議会議員選挙**
- 4 候補者の氏名 **日野 太郎**
- 5 振込先

正確に記載

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	0000	支店コード	000
預金種別	普通	口座番号	0000000
フリガナ	カブシキガイシャ〇〇レンタカー ダイヒョウトリシマリヤク ヒノイチロウ		
口座名	株式会社〇〇レンタカー 代表取締役 日野一郎		

備考

一般運送（ハイヤー等）の場合

- ・自動車使用証明書（自動車）【P14】
- ・請求内訳書（別紙1）【P22】

自動車の借入れの場合

- ・自動車使用証明書（自動車）【P14】
- ・請求内訳書（別紙2）【P23・24】

を必ず添付する。

運動用
及び
登録
定額
運輸
規定
燃料
やか
日野
契約
金確認

燃料代の場合

- ・自動車燃料代確認書【P10】
- ・自動車使用証明書(燃料)【P15】
- ・給油伝票の写し
- ・請求内訳書（別紙2）【P23・24】

運転手の雇用の場合

- ・自動車使用証明書（運転手）【P17】
- ・請求内訳書（別紙2）【P23・24】

を必ず添付する。

4 「請求金額」には、消費税等を含めた金額を

様式第13号（第6条関係）

その1（別紙1）

請求内訳書

（一般旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

日ごとに記載

候補者氏名 日野 太郎

使用年月日	運送金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和5年4月18日	00,000円×1台＝ 00,000円	36,300円×1台＝ 36,300円	00,000円	
令和5年4月19日	00,000円×1台＝ 00,000円	36,300円×1台＝ 36,300円	00,000円	
令和5年4月20日	00,000円×1台＝ 00,000円	36,300円×1台＝ 36,300円	00,000円	
令和5年4月21日	00,000円×1台＝ 00,000円	36,300円×1台＝ 36,300円	00,000円	
令和5年4月22日	00,000円×1台＝ 00,000円	36,300円×1台＝ 36,300円	00,000円	
計			000,000円	

運送金額（ア）が基準限度額（イ）の
いずれか少ない方の金額を記入。

備考

- 1 （ア）欄には、消費税等を含んだ金額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

様式第13号（第6条関係）

その1（別紙2）

請求内訳書

（一般旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

日ごとに記載

候補者氏名 日野 太郎

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和5年4月18日	00,000円×1台＝ 00,000円	16,100円×1台＝ 16,100円	00,000円	
令和5年4月19日	00,000円×1台＝ 00,000円	16,100円×1台＝ 16,100円	00,000円	
令和5年4月20日	00,000円×1台＝ 00,000円	16,100円×1台＝ 16,100円	00,000円	
令和5年4月21日	00,000円×1台＝ 00,000円	16,100円×1台＝ 16,100円	00,000円	
令和5年4月22日	00,000円×1台＝ 00,000円	16,100円×1台＝ 16,100円	00,000円	
計			00,000円	

運送金額（ア）が基準限度額（イ）のいずれか少ない方の金額を記入。

備考

- （ア）欄には、消費税等を含んだ金額を記載してください。
- 「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

日ごとに記載

販売年月日	販売金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和5年4月18日	00,000円			
令和5年4月19日	00,000円			
令和5年4月20日	00,000円			
令和5年4月21日	00,000円			
令和5年4月22日	00,000円			
計	00,000円	00,000円	00,000円	

確認書に記載された金額を記載する。

備考

- （ア）欄には、消費税等を含んだ金額を記載してください。
- （イ）欄の「計」欄には、販売金額（ア）の合計が基準限度額（イ）のいずれか少ない方の金額を記載してください。
- 「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、選挙運動用自動車使用契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「（ア）」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(3) 運転手

雇用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和5年4月18日	00,000円	12,500円	00,000円	
令和5年4月19日	00,000円	12,500円	00,000円	
令和5年4月20日	00,000円	12,500円	00,000円	
令和5年4月21日	00,000円	12,500円	00,000円	
令和5年4月22日	00,000円	12,500円	00,000円	
計			00,000円	

報酬(ア)か基準限度額(イ)のいずれか少ない方の金額を記入。

備考

「請求」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

選挙運動用自動車の運転業務に従事した年月日を記載。

様式第13号（第6条関係）
その2（別紙）

請 求 内 訳 書
（選挙運動用ビラの作成）

ビラ作成枚数確認書【P11】の確認枚数を記載

町長 : 5,000枚

議会議員 : 1,600枚

補者氏名

日野 太郎

作成金額			準限度額			請求金額		
単価 (ア)	枚数 (イ)	金額 (ア)×(イ)= (ウ)	単価 (エ)	枚数 (オ)	金額 (エ)×(オ)= (カ)	単価 (キ)	枚数 (ク)	金額 (キ)×(ク)= (ケ)
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円
0.00	0,000	00,000	7.73	0,000	00,000	0.00	0,000	00,000

請求書の金額と一致

備考

1 (ア)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください

2 実際に作成した単価(ア)欄と作成単価(ア)と限度単価(エ)の少ない方の金額を記載

3 及び枚数を記載欄と作成枚数(イ)と限度枚数(オ)の少ない方の金額を記載

様式第13号（第6条関係）
その3（別紙）

請 求 内 訳 書
(掲示場用ポスターの作成)

ポスター作成枚数確認書【P12】の確認枚数を記載

申請者氏名

日野 太郎

請求書の金額と一致

選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金			備考
	単価 (ア)	枚数 (イ)	金額 (ア)×(イ)= (ウ)	単価 (エ)	枚数 (オ)	金額 (エ)×(オ)= (カ)	単価 (キ)	枚数 (ク)	金額 (キ)×(ク)= (ケ)	
箇所 63	円 0,000	枚 000	円 00,000	円 1,200	枚 00	円 00,000	円 0,000	枚 00	円 00,000	

備考

1 「ポスター掲示場数」の欄には、掲示場別作成証明書の「選挙が行われる区

実際に作成した単価
及び枚数を記載

作成単価(ア)と限度単価(エ)
の少ない方の金額を記載

作成枚数(イ)と限度枚数(オ)
の少ない方の金額を記載

4 (キ)欄には、(ア)欄と(エ)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 (ク)欄には、(イ)欄と(オ)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

契 約 書 見 本

(候補者 ⇒ 契約業者等)

- ※ 既存の契約書様式があるときはそれを用いて結構ですが、その場合にも契約の一方の当事者は候補者本人で、その申込意思と契約業者等の承諾意思とが契約書に明示されていることが必要です。

選挙運動用自動車運送契約書

収入
印紙

日野町長（日野町議会議員）選挙候補者（以下「甲」という。）
と（以下「乙」という。）は、選挙運動のための使用する自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用する。
- 2 車種及び登録番号
- 3 台数 1台
- 4 使用期間 年 月 日から
年 月 日まで 日間
- 5 契約金額 円（内訳）1日 円× 日間
（消費税及び地方消費税を含む）

6 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額について、乙は、日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、日野町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、日野町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は日野町には請求できない。

7 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は暴力団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず、下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

年 月 日

甲 日野町長（日野町議会議員）選挙候補者

住 所

氏 名

㊟

乙 住 所

名 称

代表者

㊟

選挙運動用自動車車両貸借契約書

日野町長（日野町議会議員）選挙候補者（以下「甲」という。）
と（以下「乙」という。）は、選挙運動のための使用する
自動車について、次のとおり借入れ契約を締結する。

1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用する。

2 車種及び登録番号

3 台数 1台

4 使用期間 年 月 日から
年 月 日まで 日間

5 契約金額 円（内訳）1日 円× 日間
（消費税及び地方消費税を含む）

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額について、乙は、日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、日野町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、日野町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は日野町には請求できない。

8 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が組織又は暴力団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。

(2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず、下請契約等を解除しなかったとき。

(3) 乙がこの契約に違反したとき。

年 月 日

甲 日野町長（日野町議会議員）選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

名 称

代表者

印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

日野町長（日野町議会議員）選挙候補者（以下「甲」という。）
と（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

1 供給する期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 供給場所 所在地
名称

3 供給を受ける自動車の登録番号

4 契約金額 円（消費税及び地方消費税を含む）
（内訳）単価 1 円当たり 円 × 円

ただし、乙は供給期間中、甲に対して供給時の店頭価格により選挙運動用自動車の燃料を供給するものとし、各供給時の店頭価格と供給量の実績に基づき算定した額の累計額が上記の契約金額と異なる場合には、その累計額をもって契約額とする。

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額について、乙は、日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、日野町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、日野町に請求する金額が契約金額を超えたときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は日野町には請求できない。

6 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が組織又は暴力団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。

(2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず、下請契約等を解除しなかったとき。

(3) 乙がこの契約に違反したとき。

年 月 日

甲 日野町長（日野町議会議員）選挙候補者
住所
氏名 ㊟

乙 住所
名称
代表者 ㊟

選挙運動用自動車運転契約書

日野町長（日野町議会議員）選挙候補者（以下「甲」という。）
と（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第
141条に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

- 1 運転する期間 年 月 日から
年 月 日まで 日間
原則として毎日 時 分から 時 分まで
- 2 契約金額 円（1日につき 円）
（消費税及び地方消費税を含む）
- 3 運転する車両の登録番号又は車両番号

4 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額について、乙は、日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、日野町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、日野町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は日野町には請求できない。

5 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は暴力団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず、下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

年 月 日

甲 日野町長（日野町議会議員）選挙候補者
住 所
氏 名

㊟

乙 住 所
名 称
代表者

㊟

選挙運動用ビラ作成契約書

収入
印紙

日野町長（日野町議会議員）選挙候補者
う。）と
について、次のとおり契約を締結する。

（以下「甲」とい
う。）は、印刷物の作成に

1 品 名 公職選挙法第142条第1項第7号に定める選挙運動用ビラ

2 数 量 枚

3 契約金額 円（消費税及び地方消費税を含む）
（内訳）単価 円 銭× 枚

4 納入期限 年 月 日

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額について、乙は、日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、日野町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、日野町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は日野町には請求できない。

6 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は暴力団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず、下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

年 月 日

甲 日野町長（日野町議会議員）選挙候補者

住 所

氏 名

㊟

乙 住 所

名 称

代表者

㊟

選挙運動用ポスター作成契約書

収入
印紙

日野町長（日野町議会議員）選挙候補者（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について、次のとおり契約を締結する。

- 品名 公職選挙法第143条第1項第5号に定める選挙運動用ポスター
- 数量 枚
- 契約金額 円（消費税及び地方消費税を含む）
（内訳）単価 円 銭× 枚
- 納入期限 年 月 日

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額について、乙は、日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、日野町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、日野町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定により供託物を没収された場合は、乙は日野町には請求できない。

6 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- 乙が組織又は暴力団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。
- 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず、下請契約等を解除しなかったとき。
- 乙がこの契約に違反したとき。

年 月 日

甲 日野町長（日野町議会議員）選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

名 称

代表者

印